別記様式第十一号、別記様式第十五号及び別記様式第十六号中「㊞」を削る。
別記様式第十七号中「㊞」を削り、「署名」を「記名」に改める。
別記様式第十八号、別記様式第十九号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省・経済産業省令第一号

水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）を実施するため、水洗炭業者保証金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　梶山　弘志

水洗炭業者保証金規則の一部を改正する省令

水洗炭業者保証金規則（昭和三十三年法務省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

各様式中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省・経済産業省令第二号

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）を実施するため、鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　梶山　弘志

鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部を改正する省令

鉱害賠償供託金配当令施行規則（昭和三十二年法務省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（権利の調査） **第三条**　令第五条第二項の規定による権利の調査の手続は、経済産業大臣若しくは経済産業局長又はそれらの指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。 2　申立人、令第四条第一項の期間内に権利の申出をした者、賠償義務者又は当該鉱害が生じている地の市町村長（以下「関係人」という。）は、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、本人が記名した口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。	（権利の調査） **第三条**　令第五条第二項の規定による権利の調査の手続は、経済産業大臣若しくは経済産業局長又はそれらの指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。 2　申立人、令第四条第一項の期間内に権利の申出をした者、賠償義務者又は当該鉱害が生じている地の市町村長（以下「関係人」という。）は、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

様式第一及び様式第二中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。